

しらさぎ進路通信 第4号

東京都立白鷺特別支援学校長

太田 正明

日ごとに秋色が深まってきました。3年生は、今まさに卒業後の進路を決める活動に取り組んでいます。2年生は、いよいよ校外での実習が近づいてきました。1年生は校内実習が待っています。気温の変化が激しい時期なので、衣服で調整をして体調管理に気を付けていきましょう。

今号では、先月実施されたPTA進路見学会（企業）について、報告します。

PTA 進路見学会 9月22日（木）・29日（木）



新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ここ2年ほど実施できなかった企業の見学会が行われました。今年度は、区内にある特例子会社リベラル株式会社を見学させていただきました。

リベラル株式会社は、中古OA機器の販売や中古OA機器のリファイニング事業の会社です。本校の作業学習においては、コピー機・電話機再生班への業務の提供や外部専門員として指導もいただいています。

二日に分けて実施し、当日は、従業員の方の働いている様子を見学した後、管理課 課長の佐久間様より、「卒業までに身に付けておくこと」「就労に向けて今からできること」という観点から、詳しくお話しいただきました。障害者を戦力化するためにリベラルが行ってきたこと、給料をもらうということは「就労＝福祉」ではないという現実的なところから、企業に就職すると求められるものや、採用の決め手とは・・・という具体的な内容まで、貴重な情報をたくさんいただきました。

**特例子会社とは**

障害者雇用率制度において、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率）は、個々の事業主（企業）ごとに義務づけられています。障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用特別な配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしています。また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としています。

つまり、「特例」とは障害者にかかる言葉ではなく、事業所（企業）にかかるものです。手厚い支援が受けられる会社という意味ではなく、営利を目的とした事業所であることに変わりはありません。企業就労を目指すにあたっては、社会人として守るべきルールやマナー、求められる働く力を身に付けていく必要があります。

※10月の進路相談日は10月18日（火）、11月は11月22日（火）です。